

令和 5 年 1 月 11 日

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 殿

一般社団法人 日本船主協会
会長 池田 潤一郎

令和 5 年度より適用開始となる次期トン数標準税制について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動およびわが国海運業界の発展に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度税制改正において延長が決定されたトン数標準税制につきましては、本年 4 月より次期制度の適用が開始となります。改めまして貴省の多大なるご尽力に深く感謝申し上げます。

外航海運業界は、引き続き、国際競争力の維持・強化を図りながら、わが国経済安全保障の確保に貢献すべく努めてまいります。従来から、外航日本船舶及び日本人船員（海技者）の確保に取り組んでいるところ、トン数税制の延長に伴い、外航日本船舶が令和 5 年度からの 5 年間で 1.25 倍程度となるよう全力で対応いたします。

4 月からの新たなトン数標準税制が円滑に実施されるよう、また、単一の国際市場で激しい競争を繰り広げているわが国外航海運事業者と諸外国の事業者との間のさらなる国際競争条件の均衡化に向けて、引き続きのご支援・ご指導を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具